

持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例

【愛称】しがの農業みらい条例（概要）

前文

○滋賀の農業は、世界屈指の古い湖である琵琶湖の周りにおいてその営みが始まり、自然環境に恵まれながら、人々の命の糧となる食料として、近江米をはじめとする安全で安心な農産物を生産するとともに、豊かな農村社会と地域文化を築き、県土や自然環境の保全、美しい田園景観の形成など、私たちの暮らしや地域の発展に重要で多面的な役割を果たしてきた。

○一方で、近年、農業就業人口の減少や米の産地間競争の激化に加え、地球温暖化等の気候変動が農業に与える影響の顕在化など、滋賀の農業を取り巻く環境は大きく変化しつつある。

○また、滋賀の農業は全国に先駆けて環境こだわり農業をはじめとする環境と調和の取れた農業に取り組んできたが、農業生産活動に伴って生じる廃プラスチック類の排出抑制など新たな課題も生じている。

○こうしたことから、気候変動に適応しつつ農業の生産性を向上させ、農業所得の増大につなげることにより、全ての農業者が意欲と誇りを持って農業を営むことができるようにするとともに、環境との一層の調和に努めるため、持続的で生産性の高い農業の推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の行う施策の基本となる事項等を定めることにより、滋賀の農業の健全な発展に資することを目的とする持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例を制定する。

第1条 目的

【直接の目的】 持続的で生産性の高い農業の推進に関する基本理念、県の責務等を規定し、県の行う施策の基本となる事項等を定めることにより、持続的で生産性の高い農業に関する施策を総合的に推進

【究極の目的】 滋賀の農業の健全な発展

第2条 定義

- 持続的で生産性の高い農業：多様な農業者等により、農地の生産力の向上、良質な農産物の安定的な生産の確保、農作業の省力化等による安定的かつ効率的な経営が行われ、かつ、環境との調和が図られる農業をいう。
- 農業者等：農業を営む者および農業を営む者が組織する団体であつて農業生産活動を共同して行うもの（法人を除く。）をいう。
- 農業関係団体：農業協同組合、農業協同組合連合会その他の農業に関する団体（農業者等である団体を除く。）をいう。

第3条 基本理念

○持続的で生産性の高い農業の推進は、以下の事項を旨として行われなければならない。

- ・農地の生産力を最大限引き出し、農業所得の増大につなげることその他の多様な農業者等が意欲と誇りを持って農業を営むことができる環境を整備すること。
- ・琵琶湖およびその周辺地域の環境保全に特に配慮するとともに、地球温暖化その他の気候の変動の農業への影響に積極的かつ効果的に対応すること。
- ・国、県、市町、農業者等、農業関係団体および県民が適切な役割分担の下に連携し、および協力すること。

